

## 遠隔臨場に関するQ & A

Q 1 : 施行日は令和6年4月1日となっておりますが、現在契約中の工事の対応はどうなりますか？

A 1 : 令和3年10月1日に施行された従前の試行要領に基づき実施が可能となります。それ以前に起案された工事は対象外となります。

Q 2 : 第3条の適用範囲に記載のある「現場不一致、事故の報告時等、受注者の創意工夫等、自発的に実施を希望するとき」とはどういう場合ですか？

A 2 : 現場不一致とは、(参考1) 4)に記載のあるとおり、設計図書の内容と現場が一致せず、監督員に現場を確認してもらう場合をいいます。

この場合、これまでは監督員が現場まで移動する時間が、現場で施工できない時間となっていました。遠隔臨場により速やかに現場を確認し、監督員からの指示などを受け、施工ができるようになります。

事故の報告時等とは、現場で起きた事故について監督員に報告する場合をいい、遠隔臨場により速やかな報告ができ、監督員からも2次災害防止の措置の実施などの指示を迅速に行うことができるようになります。

以上のような内容を受注者の創意工夫等で自発的に実施したいと協議することが可能であることを示した条文となります。

受注者からの自発的な実施希望が必要となりますが、監督員にとっても事務の迅速化と移動時間等の削減につながるため、受注者の希望をなるべく承諾するようにしてください。

Q 3 : 対象とする工事は、上下水道局が発注する工事すべてですか？

A 3 : 第4条に記載のある工事標準仕様書を適用する工事となります。第4条に記載のない工事標準仕様書を適用する工事では、監督員の判断で独自に遠隔臨場を行ったとしても、本要領に基づく費用負担や成績評定での加点の対象外となります。

これについては本要領が根拠とならないという意味であって、監督員の判断、責任で費用負担や成績評定の加点を行うことを妨げるものではありません。

Q 4 : すべての臨場を遠隔としてもよいですか？

A 4 : 要領第5条(2)に記載のあるとおり、全ての臨場を遠隔とすることはできません。

技術職の人材育成(監督員教育)のため、ご理解をお願いします。

Q 5 : 受注者からの事前協議を承諾しなくてもよいですか？

A 5 : 建設業界の働き方改革推進の趣旨にご理解いただき、積極的な活用にご

**協力ください。**ただし、受注者の協議に内容で遠隔臨場の実施が不可能と判断される場合は承諾をしないことができます。

＜遠隔臨場が実施不可能な例＞

- ・現場の通信環境が悪く、WEB会議システムを使用できない。

Q6：第5条（4）に、発注者の利用に際して、通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定とありますが、こういったものになりますか？

A6：WEB会議システムを利用するのに通信費以外の費用、例えば**ライセンス料などが発注者に発生するものは利用できない**という意味です。**専用の機器を発注者の費用で準備しなければならない場合も同義**になります。

Q7：第5条（4）に、ソフトウェアインストールに情報システム資産管理台帳によるソフトウェア使用申請を行うとありますが、どうしてですか？

A7：**豊田市の情報セキュリティ基準により、許可なくPC等にソフトウェアをインストールすることは認められていません。情報システム課の承認が必要**なため、ソフトウェア使用申請を行います。

**情報システム課で、WEB会議用のソフトウェアをいくつか管理している**ので、**他所属資産を借りるという手続きをとります。**

＜情報システム課が管理しているWEB会議システムの例＞

- ・Zoom ・Skype ・Meeting Plaza ・Cisco Webex など

Q8：第7条に遠隔臨場の事前通知が3日前までとなっていますが、例えば前日など、3日前の期限を守らずに依頼があった場合はどうしますか？

A8：例えば、**前日に依頼があったとしても監督員と日程が合えば、遠隔臨場を実施することは可能**です。

ただし、この場合には専任監督員の成績評定の「2. 施工状況 I. 施工管理 14 **監督員の立会、段階確認、施工状況把握に係わる報告が適切な時期に行われている。**」の評価を○にすることができません。要領第7条は評価を行う際の目安となるように設定しました。適切な評価にご協力をお願いします。

Q9：第7条に監督員の立会時間は、原則として監督員の勤務時間内としますが、勤務時間内の定義を教えてください。

A9：一般勤務、フレックス、変則勤務の場合でも監督員に割り振られた勤務時間内を言います。例えば、一般勤務の監督員が土曜日に遠隔臨場を行うことが監督員の勤務時間外に該当します。また、平日でも時間外勤務となるような場合が該当します。

できる限り、時間外勤務抑制のため勤務時間内に立会を実施してください。ただし、**原則としてあるのは、現場の進捗状況により、どうしても土曜**

日に監督員の確認が必要である場合など、現場の進捗に影響が出ないように監督員の判断で時間外の立会いを認めるものです。

Q10：第7条（3）に記載のある監督員が十分な情報が得られなかったと判断した場合とは、どのような場合がありますか？

A10：現場の通信状況が悪くて映像や音声途切れ途切れになる、現場代理人が監督員の指示を理解できずにカメラで該当部分を詳細に撮影できない、などの場合が考えられます。

監督員がやはり現場に行かないと状況を確認できないと判断した場合、十分に情報が得られなかったということになります。

この場合は、監督員から通常の臨場に変更することを受注者に伝える必要があります。成績評定の加点にも影響がありますので明確に受注者に伝えるようにしてください。

Q11：第7条（4）でスクリーンキャプチャした写真は、工事写真のどこに保存すればよいですか？

A11：これまでも、段階確認、施工状況把握などフォルダを作成し、保存をしていたと思います。遠隔臨場の場合も通常の段階確認、施工状況把握などと同様に保存してください。フォルダ名を通常の臨場と遠隔臨場とで区別する必要はありません。

Q12：第8条に記載のある監督員の判断により追加が必要と認めることができる費用について教えてください。

A12：従来の立会い等の費用は、共通仮設費に率計上されていると解釈されていますが、遠隔臨場のための費用で率計上に含まれていないことが確認できれば、受注者からの見積りにより、積み上げによる計上を認めることになります。ただし、第8条に記載のあるとおり、機器、通信環境の整備等に関する費用ですので、新たに整備したことに要する費用になります。すでに機器、通信環境が整備されている場合は対象外です。

具体的には、例えば、会社のPCを耐用年数で更新した費用について、PC購入費用として計上することは認められません。遠隔臨場を行うことが、これまでに会社にあったPCではできないため、PCを新たに購入又は借上げしていることが前提となります。

手持ちのPCで遠隔臨場を行う場合も遠隔臨場のためにPCを新たに購入したと認められないため、費用を計上できません。

また、通信費もすでにインターネット契約を締結しており、例えば費用が月額定額制の場合などは、新たに費用が発生しないため、費用を計上することはできません。パケット利用量などに基つき通信費を算出する場合で、遠隔臨場に要するパケット利用量が算出でき、費用計算できる場合は遠隔臨

場に要した実費と認め、見積により費用を計上します。

同様にライセンス代、使用料の実費についても、すでに会社で有料のWEB会議システムを導入しており、全体から遠隔臨場に要する部分を算出し、費用計算できる場合は遠隔臨場に要した実費と認め、見積により費用を計上します。

Q13: 監督員判断で通常の臨場に変更した場合は、遠隔臨場ができていないので工事成績評定において加点する必要がないのではないですか？

A13: 要領の目的にあるとおり、建設業界の働き方改革推進のためにICT技術を活用することに重きをおいておりますので、取り組んだことに対しても評価するというにしています。そのうえで、遠隔臨場が確実に実施できた場合は、さらにもう1点の加点で合計2点の加点で考えました。元々、審査項目にICT技術活用で2点という項目がありましたので、そこで評価することにしましたが、遠隔臨場が確実に実施できない場合は取組みだけの評価(1点)のため、ICT技術活用で評価せずにその他で評価することになりました。

現在も建設業界の働き方改革は道半ばであり、依然として古い体質のまま現場施工管理が行われている現状があります。遠隔臨場実施に伴う成績評定での加点については、今しばらく継続する必要があると考えました。

Q14: 第11条の留意事項にあるとおり、現場代理人が撮影用カメラに意識が集中し、不注意で事故が発生した場合は、公共工事事故対応マニュアルに基づく報告などが必要となりますか？

A14: 工事中に発生した事故は理由がどうあれ、公共工事事故対応マニュアルに基づき報告が必要です。遠隔臨場が原因で事故が頻繁に発生するようなら、遠隔臨場の実施を取止めることも含めて検討します。

Q15: 遠隔臨場の実施時に民家の映り込みなどがあり、改善できない場合は遠隔臨場を中止とありますが、この場合に成績評定で減点などを行いますか？

A15: 現状、評定は監督員個人の裁量で行います。改善指示を頻繁に行っても改善されないなどの場合に監督員の判断で減点することは可能と考えますが、検査員として、減点を促すことはありません。あくまで、監督員の裁量の範囲内で評定を行ってください。